

平成 2 7 年市議会 3 月定例会

# 施政方針説明

平成 2 7 年 2 月 2 6 日

## 平成27年市議会3月定例会施政方針説明

- 平成27年市議会3月定例会の開催にあたりまして、平成27年度の市政運営の方針と当面する諸課題について、ご報告かたがた所信の一端を申し上げ、議員各位、ならびに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。
- 先般、イスラム教スンニ派の過激派組織「I S I L (アイシル)」による後藤 健二さん、湯川 遥菜さんの日本人2名を人質とした後に殺害するという大変ショッキングな事件がございました。また、一連の交渉の過程において、今後、日本をテロの標的に加えるとの表明もあったところです。日本は、長らく中東地域の紛争には距離を置く姿勢をとっており、多くの日本人は中東地域の紛争を遠いものにとらえておりましたが、このたびの日本人が被害者となる卑劣な行為に対し、大きな怒りを感じるとともに、新たな危機への対応を考えさせられたところでございます。

あらためて、このたび、犠牲になられたお二人に対し、衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。卑劣なテロ行為は断じて許されるものではなく、国内はもちろんのこと、海外においても二度とこのような事件が繰り返されることのないことを祈るとともに、政府に対しテロ対策に万全を期するよう求めるところでございます。

さて、早いもので平成23年5月に私が、市長として2期目を就任し4年が経とうとしております。就任直前の平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、東北地方を中心に甚大な被害が

もたらされました。幸い当市には大きな被害はございませんでしたが、電力不足による計画停電や放射性物質の影響への対応など、未だかつて経験したことのない課題への迅速な対応が求められました。その教訓として日頃の危機管理のあり方だけでなく、地域コミュニティ、エネルギー政策、経済のあり方など、市民生活活動やそれを守る行政の役割の変革を余儀なくされてまいりました。そのほかでも、新たに人口減少問題が多く自治体で課題となり、当市においても平成23年7月をピークに微減傾向が続いております。人口減少問題は経済や税収の影響も懸念され、加えて空き家など住環境の問題の原因ともされております。あらためて自治の活性化が、人口動態を含め、まち全体の活性化に必要不可欠であることを痛感したところでございます。

この様な中、私は市長就任以来「みんなで創る みんなの東村山」を基本理念に市民参加と協働のもと市民の皆さまとともに果敢に諸課題に取り組み、「人と人 人とみどりが響き合い 笑顔あふれる東村山」の実現に向け、まちづくりに邁進してまいりました。

まず、市民の安全・安心のまちづくりを推進するため、子どもたちが多くの時間を過ごし災害時は市民の避難所となる小中学校の耐震化、外壁改修工事を全校で完了し、あわせてすべての普通教室にエアコンを設置、防災行政無線のデジタル化、放射能測定などを行ってまいりました。

また、安全・安心のまちづくりを推進するために新たに「環境安全部」を創設し更なる推進を目指してきました。

子育て分野では、認可保育所3園、分園2園を新設し、認可保育所の定員を418名増、さらに認定子ども園、認証保育所、

小規模保育所等を増設し待機児の削減に努め、幼稚園児保護者の助成制度を拡充し「子育てするなら東村山」の実現に努めてまいりました。

まちづくりのハード分野では、都市計画道3・4・27号線、通称「さくら通り」の整備を推進するとともに、長年の課題であった東村山駅周辺の連続立体交差事業を国や東京都、西武鉄道等に働きかけ、過日着工の運びとなったところです。

さらに、「まちを元気に」するために地域産業活性化基金の創設、「マルシェ久米川」の開催、観光振興連絡会を立ち上げるなど、市内商工業・農業・観光の振興を推進し、本年度には新たな課題である人口減少問題に対応するため「都市マーケティング課」を新設いたしました。

この間、様々な課題に対応するとともに危機に陥っていた市財政を立て直し、将来を見据え財政基盤強化を推進するために自らの給与・退職金の削減や職員の給与構造改革を断行し、平成18年度決算と平成25年度決算比較では、市債を48億円削減し、一時は4億円程度となっていた財政調整基金を37億円増やしたのをはじめ、基金全体で52億円の増につなげ、トータルで約100億円の財政効果をもたらすことができました。

そして、「みんなで創る みんなの東村山」の理念を具現化するために、自治体版株主総会を全国の自治体に先がけて平成23年度から開催し、本年度4月からは「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」を施行しました。また、市長就任以来、毎月開催してきました「市民と市長の対話集会（タウンミーティング）」も今月で88回を数え、対話を通じ市民の皆さまの声に真摯に耳を傾け、

まちに対して関心や愛着を持っていただき、行政も市民もみんなでまちを良くしようと言う気運を醸成し、自治の活性化を推進してまいりました。

これらにつきましては、私一人の力ではなく、私を支えてくれた職員の努力や市民の皆さまのご理解・ご協力、そして何よりも議員各位の温かいご指導ご鞭撻の賜物と心より感謝いたしている次第でございます。

2期8年間は、順調にとまでは申し上げられませんが、市民の皆さまとのお約束は概ね実現することができたものと考えております。

この間、ご理解とご協力をいただきました議員各位、並びに市民の皆さまにあらためてお礼を申し上げるとともに、任期も残すところあとわずかになりましたが、ひと・まち・みどりが輝き「笑顔あふれる東村山」に向かってさらなるバージョンアップを進めるために邁進してまいります。

○ それでは、はじめに、平成27年度予算編成について申し上げます。

昨年4月の消費税率8パーセントへの引き上げにより、引き上げ前の駆け込み需要の反動減が生じ、日本経済の回復の足取りが鈍る中、平成27年10月に予定されていた消費税率10パーセントの引き上げが先送りされ、また、衆議院の解散、総選挙により国の新年度予算案の編成が越年になり、地方財政対策が示されることも遅れるという状況から、平成27年度当初予算は、歳入歳出ともに見通しが難しい予算編成となりました。

このような中、12月定例会でもご報告申し上げましたとおり、平成27年度当初予算は「第4次総合計画の前期基本計画の

総仕上げと、後期基本計画に向け新たな政策の苗を植える予算」を方針として掲げ、予算編成を進めてまいりました。

平成27年度につきましては、前期基本計画の総括となる年度であり、実施計画事業について最優先で予算措置を講じるとともに、平成28年度からの後期基本計画に向けた足がかりとなるよう、ローリングを行い、現状の課題への対応を図り、また、将来都市像の実現に向けた取り組みを進める予算とさせていただいたところがあります。

同時に、計画した事業を着実に推進するため、第4次行財政改革大綱の第2次実行プログラムを着実に行うことにより、必要な市民サービスの水準を維持するための財源確保を図るなど、持続可能で安定した財政基盤の構築に、より一層、取り組んでまいり所存であります。

○ 次に、平成27年度一般会計予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算規模は529億2千730万3千円で、前年度対比5.6パーセント、28億1千958万4千円の増となっております。

本予算の特徴的なことを何点か申し上げます。

第1に、予算規模が前年度に引き続き過去最大の規模となっております。民生費、教育費、総務費の伸びが、予算規模の大幅な増に繋がっております。

第2に、先ほども申し上げましたとおり、第4次総合計画の前期基本計画期間の最終年度となる平成27年度もこれまでと同様、毎年度ローリング方式による実施計画事業の見直しを行いながら、

生活充実都市の実現に向けた、さまざまな事業の予算化に努めております。

主なものでは、「保育サービスの充実」として第五保育園の耐震改修工事、いづみ愛児園の整備費助成、「教育環境の充実」として大岱小学校特別支援学級の整備、「市民文化・生涯学習活動の支援・充実」として中央公民館の耐震改修工事や中央図書館の耐震診断、「適切な土地利用誘導と計画的な住環境の整備」として住環境マネジメントの推進、「幹線道路の整備・推進」として都市計画道路の整備や連続立体交差事業などに経営資源を重点的に配分しております。

第3に、歳出における民生費の増であります。272億5千878万6千円と一般会計の予算規模同様、当初予算としては過去最高額となり構成割合においても51.5パーセントと高い水準となりました。これは、障害者支援や生活保護に係る扶助費の増や高齢化の影響による繰出金の増のほか、子ども子育て支援新制度や生活困窮者自立支援制度に係る対応、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の給付事業の継続による影響でございます。

第4に、特別会計への繰出金については、介護報酬が9年ぶりのマイナス改定となりましたが、一方で、高齢化の進展による自然増の影響があり、介護保険事業特別会計を中心として、後期高齢者医療特別会計など、一定の額を確保せざるを得なかった状況がございます。

第5に、中・長期的な財政運営の観点から、退職者の第2のピークによる退職金が他の事業を圧迫しないよう、平成26年度に引き続き、平成24年度に積み立てた職員退職手当基金の一部

を予定どおり繰り入れ、これに対応するなど各種基金を活用したことでございます。

第6に、7年ぶりの大規模な財政調整機能の出動でございます。これまで、中・長期的な財政運営を可能とする財政基盤の構築を目指し、行財政改革により生み出した財源を財政調整基金に積み立ててまいりましたが、市税収入や地方交付税、地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債の減収を受け、この財源不足に対応すべく、財政調整基金より3億3千782万7千円の取り崩しを行った点でございます。

続きまして、歳入について申し上げます。

地方財政計画においては、地方税は7.1パーセントの伸び、市町村税についても0.5パーセントの伸びが見込まれていますが、歳入の根幹となります市税収入は、固定資産税においては、評価替えの影響により土地の増収が見込まれる一方で、家屋は減収の見込みであり、法人市民税については、税制改正による法人税割の交付税原資化による影響や業績回復の鈍化傾向による減収が見込まれ、また、市税収入の約半分を占める個人市民税についても所得の伸びがみられず、総体として前年度比1.0パーセント、2億520万6千円減の203億1千422万5千円と見込んでおります。

なお、収納率につきましては、引き続き、市税等収納率向上基本方針に基づいた対策に取り組むことにより、前年度を超える収納率を想定しているところであります。

一方で、税連動交付金においては、特に、社会保障の財源確保のために8パーセントへ引き上げられた消費税率の影響が平年度化



する地方消費税交付金は67.7パーセント、11億2千300万円の増収が見込まれる状況です。

地方交付税は、地方財政対策において、出口ベースでは前年度比0.8パーセントの減となっておりますが、当市の平成26年度の交付見込額を考慮しながら、前年度対比1.1パーセント、4千300万円減の39億6千950万円と見込ませていただいております。

繰入金金は、先ほども申しあげました職員退職手当基金からの繰り入れや、中央公民館の耐震補強工事などで公共施設等再生基金を活用したほか、財源不足に対応すべく、財源調整機能として3億3千782万7千円の財政調整基金の取り崩しを行い、基金総額で前年度比5億8千560万4千円増の12億9千904万3千円の活用としたところであります。

市債は、前年度比10.7パーセント、4億4千10万円の減となっております。建設地方債については、都市計画道路整備事業や連続立体交差事業、中央公民館耐震等改修事業などを中心に見込み、前年度より5.4パーセント、8千290万円増に、また、特例債である臨時財政対策債については、地方財政計画における19.1パーセントの大幅な減や当市における平成26年度の発行可能額などを考慮して20億6千800万円と前年度より20.2パーセント、5億2千300万円の大幅な減としております。

一方、歳出であります。さきに申しあげました第4次総合計画実施計画事業を中心に、これ以外についても、マイナンバー制度に係る個人番号カード交付事業費、市議会議員・市長選挙費や国勢

調査経費、総合教育会議経費や小学校トイレ改修工事など、必要な経費について予算化させていただいたところであります。

- 次に、平成27年度の各特別会計予算の概要について申し上げます。

はじめに、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

予算規模といたしましては、総額193億3千401万6千円で前年度対比25億267万5千円、14.9パーセントの増となっております。

保険財政共同安定化事業の対象範囲の拡大により増となっております。歳入では、国民健康保険税をはじめ、国・都の補助金など、歳出では、保険給付費、後期高齢者医療支援金、介護納付金のほか、特定健診・特定保健指導等、保健事業にかかわる経費を計上させていただいたものであります。

- 次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

平成27年度は地域包括ケア推進計画3年間の初年度となりますが、介護保険制度改正に伴う地域支援事業の充実、費用負担の公平化の影響を含め、歳出において保険給付費109億453万円、地域支援事業費2億1千166万4千円を計上しており、予算規模は、総額114億5千587万2千円となっております。

- 次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

予算規模といたしましては、総額33億3千959万4千円で前年度対比1億2千200万円、3.8パーセントの増となっております。歳入は保険料など、歳出は東京都後期高齢者医療広域

連合に対する負担金等を計上させていただいたものでございます。

- 次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

予算規模としましては、総額43億4千187万7千円を計上させていただき、前年度比で7千368万2千円、1.7パーセントの増額となりました。

汚水事業では、都市計画道路3・4・27号線及び3・4・5号線築造に伴う管渠布設工事など予算計上したほか、甚大な被害が予測される大地震の発生時でも汚水管の流下能力が確保できるよう、緊急輸送路や軌道の下に埋設された優先度の高い重要な管の耐震化を図る「総合地震対策計画」策定を予定しております。

また、雨水事業では、空堀川左岸第三排水区（その3）工事を引き続き予算計上したほか、黒目川第六排水分区工事を予定しております。

- 次に、第4次総合計画後期基本計画の策定状況について申し上げます。

これまでも策定の各段階において、その進捗状況についてご説明申し上げてきたところでございますが、策定にあたりましては、「みんなで創る、みんなの東村山」を計画策定の基本として、「的確な現状分析」と「将来のまちづくりの意向把握」を柱とした第4次総合計画後期基本計画策定方針に基づき、策定作業を進めているところでありますが、人口推計の結果、明らかになった人口減少傾向を踏まえれば、後期基本計画期間の最終年度である平成32年度までに取り組むべき施策のみならず、平成33年度以降の施策の展開までも見据える必要があると考えているところでございます。

これは、国が示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、平成26年12月にそれぞれ閣議決定したことにより、これらに基づく地方版の「人口ビジョン」と「総合戦略」を、遅くとも平成27年度中に策定することになったことに起因するものであります。このことから、第4次総合計画の後期基本計画は、「地方版総合戦略」の策定とも歩調をあわせ、地方創生の観点も踏まえた施策を明らかにする必要があるものと考えているところでございます。

今後、平成27年度中の策定を目指し、引き続き策定作業を進めてまいります。

- 続きまして、第4次総合計画平成27年度版実施計画について申し上げます。

平成27年度は、第4次総合計画の前期基本計画の最終年度であることから、前期基本計画の集大成となるべく、これまで掲げてきたスマイルプロジェクトをはじめとする事業を着実に推進することを基本とした上で、認可保育所の整備、私立幼稚園児保護者への補助金の増額など「子育てするなら東村山」の実現や、中央図書館の耐震診断の実施、消防団の安全装備の充実、通学路への防犯カメラの設置など、市民の安全・安心の更なる確保などを目指し、あらためて150事業を位置付けたところであります。

現在、速報版としてお示しさせていただいておりますが、本年度内には、完成版として公表し、着実に実施計画事業を推進してまいり所存でございます。

- 続きまして、第4次行財政改革大綱後期基本方針の策定について申し上げます。

平成27年度は、第4次行財政改革大綱の前期基本方針の最終年度となりますことから、平成28年度からスタートする後期基本方針の策定に本格的に着手いたします。

総合計画後期基本計画の策定作業と歩調をあわせ、平成27年度中の策定に向け、策定作業を進めるとともに、併せて後期基本方針の期間における第3次実行プログラムの策定も進めてまいります。

前期基本方針がスタートした平成23年度以降、様々な行財政改革の取り組みを進めてきたところでありますが、今後は、人口減少社会を迎えた中での税収の減、高齢化率が高まる中での社会保障費の増などへの対応として、引き続き更なる行財政改革の推進が求められております。

いずれにいたしましても、「みんなで進めるまちづくり基本条例」で総合計画と行財政改革大綱は、市政運営の柱と位置付けられております。この2つを両輪とする市政運営に資するべく、平成28年度以降の市政運営の2つの柱の姿を明らかにしてまいります所存でございます。

- 次に、平成27年度の組織・定数について申し上げます。

平成26年度は、市制施行50周年となる節目の年であり、また、社会状況の変化に対応した新たな組織の構築が求められていることから、大規模な組織改正を実施いたしましたが、平成27年度については、その2年次目として着実に業務を推進するため、必要な調整を行う予定でございます。

組織につきましては、健康福祉部において医療と介護の連携を

強化するため、高齢介護課と健康課の業務を再編し、「健康課」を「健康増進課」に改めるとともに、環境安全部においては、空き家対策等の強化のため「環境・住宅課」を2係制にするなど、体制の整備を図る予定でございます。この他、多摩北部都市広域行政圏協議会の会長市となることから担当事務局を設置しますが、その他は変わらず、平成27年度の組織体制は、前年度同様10部57課体制とする予定であります。また、職員数につきましては「固定資産台帳の整備」や「マイナンバー制度導入」などに対応するため、経営政策部の増員を行う一方「中央公民館の耐震工事」に伴う閉館にあわせ、教育部の減員などを行い、前年度と同様、定員管理計画に基づき790名とする予定であります。

定年退職の第2ピークを迎える中で、平成27年度は、新たな諸課題に対応していく必要がありますが、限られた人員を適正に配置するとともに、再任用職員、嘱託職員などを有効に活用しながら、組織・職員体制の維持・強化に努めてまいりたいと考えております。

- それでは、市政運営の方針とその施策について、第4次総合計画基本構想の基本目標に沿って申し上げます。
- はじめに、基本目標1「みんなで支え助け合う、健やかにいきいきと暮らせるまち」の実現に向けた施策であります。
- まず、子ども・子育て支援新制度について申し上げます。

平成27年度より、子ども・子育て関連3法に基づいた「東村山市子ども・子育て支援事業計画」がスタートしますが、当市では、これまで推進しておりました「東村山子育てレインボープラン」の将来像『すべての子どもと大人が いっしょに育つまち』の考え方を受け継ぎながら、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域子ども子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることを目的とし「東村山市地域福祉計画」の理念を踏まえ、関連計画との整合性を図りながら今後5年間の本計画を策定いたしました。

今後、「東村山市子ども・子育て会議」に計画の進捗状況等を報告し、実態との乖離が見られる場合は計画中間年度の平成29年度に一部見直しを行うこととしております。

次に、新たに開始いたします新施策やこれまでと仕組みが大きく変わることになる施策につきましてご説明申し上げます。

まず、保育園の待機児童であります。これは当市の喫緊の課題であります。認可保育所のみならず、現在の認可外保育施設の一部が新たに創設される地域型保育事業等に移行すること、幼稚園の認定こども園化の促進や幼稚園の預かり保育を一層活用すること等を含め、当市の教育・保育施設を最大限活用して対応する考えであります。

続きまして、利用者支援事業であります。これは子育てに関する総合相談窓口を新たに設置するもので、平成27年度中に1ヶ所設ける予定であり、これまで施設ごとに設けていた窓口に加え、ワンストップで子育てに関するあらゆる相談を一つの窓口で受けて個々人に合った施設や事業を提案することができるようにするものであります。

続きまして、放課後児童健全育成事業であります。児童クラブ

では4月より小学6年生までを受け入れと、ひとつの集団の規模を概ね40人とすることとなります。12月定例会において「東村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」をご可決いただきました。当市ではこの条例と「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」に基づいた運営を行ってまいります。

- 次に、母子保健計画の策定について申し上げます。

母子保健計画は平成8年度にはじめて策定し、平成17年度より「東村山市次世代育成支援行動計画」、愛称「東村山子育てレインボープラン」に包含されておりましたが、国より示された母子保健計画策定指針を基にした第二次の「健やか親子21」を参考にして策定したものであります。計画期間は既に開始しております地域保健計画の更新時期に併せて平成27年度から29年度の3年間としたものであります。

- 次に、高齢者施策について申し上げます。

平成27年度から29年度を計画期間とする第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を地域包括ケア推進計画と呼称することとし、この間、計画の基本的な考え方や具体的な取り組み、また、サービス利用量見込みと保険料の設定について、介護保険運営協議会、高齢者在宅計画推進部会の合同会議等でご議論いただきながら、策定作業を進めてまいりました。

本計画の特徴として、市が既存の社会資源をコーディネートし、一層の協力・連携を図ることや、地域支援事業の充実、施策の



総合的な成果指標などを盛り込んでおります。

平成27年4月より本計画に沿って、地域包括ケアシステムの東村山モデルを構築・推進してまいります。

- 続きまして、地域密着型サービスの整備について申し上げます。

現在、第5期介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域で生活をするためのサービスである「地域密着型サービス」の整備を推進しております。

3月には、「認知症対応型共同生活介護事業所」いわゆる「認知症高齢者グループホーム」と訪問介護、通所介護、ショートステイ、訪問看護を組み合わせたサービスである「複合型サービス」を併設する事業所が栄町に開設いたします。また、4月には「認知症高齢者グループホーム」と「複合型サービス」、さらに単独型のショートステイや訪問診療を中心とするクリニック等を併設する事業所が富士見町に開設いたします。

本サービスは、地域包括ケアシステムの構築のための重要な役割を果たすものであり、日常生活圏域での介護サービスの一層の充実が図れるものと考えております。

- 次に、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について申し上げます。

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持っていないような新型のウィルスで、発生した場合に世界的な規模で大流行となり、大きな被害等をもたらすことが懸念されております。

この行動計画策定では、新型インフルエンザ等の対策を強化し、

住民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最少とするための、市としての役割について記載しております。

この行動計画（案）につきましては、1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施し、また、この間、関係機関等にもご確認していただくなど、策定に向けて取り組んでおり、平成27年4月より本計画に基づき、対策に努めてまいりたいと考えております。

○ 次に、人権の森構想推進の取り組みについて申し上げます。

「多磨全生園を知ってもらい、訪れてもらいたい」との入所者の皆さまのご意向を基に、地域住民の方々をはじめ、市民の皆さま、都民の皆さまなど、多くの方々に多磨全生園の歴史、史跡、建造物、豊かな緑などすべてを、後世に残し伝えていきたいという「人権の森構想」推進のための普及啓発・支援活動を行っております。

今年度は、市内にお住まいの写真家、編集者、デザイナーの方々にお力添えをいただきながら、1年にわたる取材を経て「いのちの森に暮らす」と題した写真集を制作いたしました。四季折々の風景や入所者の方々のインタビューを交えたポートレートを盛り込み、巻末はハンセン病を理解するための資料として制作させていただいたところでもあります。この写真集につきましても、ポスター・DVD同様、約2千ヶ所に配付させていただき、また、国立ハンセン病資料館・市立図書館に所蔵させていただいております。

また、昨秋には150名を超える多くの方々にご参加いただいた清掃ボランティア活動も10年を迎え、広域的に多くの参加者を呼び掛けるため、引き続き市報やホームページ、マスコミ各社の

ご協力をいただき、さらに拡大推進してまいります。

このような当市の取り組みに対し、全生園入所者自治会の皆さまからは再び多額のご寄附を賜りました。ご厚志につきましては、人権の森構想推進基金に積み立て、普及啓発事業ほか構想推進事業に有効活用させていただきたく、あらためて厚く御礼申し上げる次第でございます。

多磨全生園は市民の財産であり、都民・国民共有の財産であるという理念の下に、当市といたしましても、多磨全生園将来構想の実現のため、今後も引き続き全力を挙げてご支援させていただく所存であります。

○ 次に、基本目標 2 「みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち」の実現に向けた施策であります。

○ はじめに、教育委員会制度について申し上げます。

教育委員会制度の見直しにつきましては、教育再生実行会議の提言を受け、中央教育審議会への諮問を行い、その答申に基づき、これまで国において様々な議論が重ねられてまいりました。

その結果、昨年 6 月 20 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布、本年 4 月 1 日の施行に伴い、大きな制度改正が行われる運びとなりました。

この改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図り、地方に対する国の関与の見直しを図るものでございます。

なお、本制度において、教育委員会は引き続き執行機関として維持されており、これまでどおり教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、役割の重要性が変わることなく、市の施策の方向性に沿った形で、日々子どもたちの健全育成、安全・安心な学校づくりの具現化に努めていただくものであります。

また、首長としての権限や責任の明確化につきましても、従来より当市では、次代を担う子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、生命の安全・安心を重点に教育環境の改善や教育施策に配慮し取り組んでまいりました。

今後も引き続き子どもたちの未来を見据え、様々な機会を通じて、教育委員会との連携・協力を更に強め、地域・家庭・学校・行政が一体となって、心豊かで健やかな成長を見守るまちづくりをしてまいりたいと考えております。

○ 続きまして、学校施設について申し上げます。

12月定例会でも進捗状況について、ご説明させていただきましたが、今年度実施しております学校の「外壁等改修工事」ならびに「トイレ改修工事」につきましても、概ね順調に進んでおり、年度内には工事が完了いたします。

しかしながら、回田・南台・北山・富士見小学校の4校の「トイレ改修工事」では、2度の入札不調によりまして、事業実施を見送らざるを得ない状況となり、関係者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしたところでございます。私としても、子どもたちの教育環境の整備については、これまで重点的に取り組んでまいりましたので、このような状況になったことは非常に残念でなりません。

現在、国の予算も厳しい状況であると伺っておりますが、引き続き、国や都の動向に注視すると共に、可能な限り交付金を活用する等、財源確保に努め、4校のトイレ改修についても、ほかの学校と同様に整備を行い、更なる教育環境の充実を進めてまいりたいと考えております。

- 続きまして、切れ目のない一貫した相談支援体制の整備について申し上げます。

発達障害など困り感のある子どもへの対応につきましては、障害の有無に関わらず、その状態についての早期発見、早期支援と切れ目のない支援体制が、将来の社会参加や自立にとって非常に重要となっております。

現在、0歳から就学前の幼児相談は、社会福祉協議会に委託しておりますが、市が責任をもって相談支援体制を充実させていくことが重要であると考え、幼児相談室と教育相談室の機能を統一した相談窓口を開設する予定です。このことにより、0歳から18歳までのお子さんの育ちや心理、発達のさらなる支援の連続性を確保し、また、保護者のお気持ちや願いに寄り添う相談体制の整備を進めてまいります。

幼児相談の円滑な引継を行っていくために、平成27年度から準備を進めてまいります。

- 続きまして、不登校対策事業、スクールソーシャルワーカーの配置について申し上げます。

不登校児童・生徒は学習の機会を失うだけでなく、将来の社会

生活を営む基盤となる社会性を培う機会を失うこととなってしまいます。不登校児童・生徒への対応につきましては、これまでも小・中学校を中心に教育相談室、適応指導教室など関係機関が連携して取り組みを進めてまいりました。

不登校児童・生徒及びその傾向の児童・生徒の問題を的確にとらえ解決に向けた支援のため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置してまいります。児童・生徒の抱える課題の把握、家庭訪問などによる保護者への働きかけ、関連する福祉機関との連携、学校における体制整備の支援など、具体的な対応方法等に関する助言や登校支援を行ってまいります。

○ 次に、中央公民館耐震化工事について申し上げます。

中央公民館の耐震化工事につきましては、耐震診断結果に基づき、柱補強の工法を取り入れ、耐震化を図る予定で実施設計を進めております。平成27年度に競争入札を行い、施工業者を決定し、速やかに工事を施工する予定でございます。

また、市民の皆さまからの強い要望があります、トイレ及び空調設備改修、ホールの舞台ならびに座席の改修等につきましても、改修を図っていききたいと準備を進めているところであります。

工事期間は平成27年7月から平成28年2月までの概ね8ヶ月間を予定しており、期間中は安全に工事を進めるために、全館閉館での対応とさせていただきます。なお、閉館のご案内と活動場所の変更の手続き等の説明会については、3月下旬に行う予定でございます。

大変ご迷惑をお掛けいたしますが、議員各位ならびに市民の

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ 次に、基本目標 3 「みんなでつくる安全・安心とうるおいを  
実感できるまち」の実現に向けた施策であります。

○ はじめに、公共の緑の植生管理のあり方について申し上げます。

昨年 9 月、緑化審議会から「公共の緑の植生管理のあり方」  
について、答申としてご提言いただきましたことを踏まえ、現在、  
公園や緑地、街路樹などの緑の基礎調査を行っているところで  
あります。

ひと言で「公共の緑」と申しましても、それぞれの植栽の目的や  
立地環境は異なっており、これらの豊かな緑を貴重な財産として、  
次の世代に残していくためにも、樹木の種別や立地環境に応じた  
植生の維持・管理を計画的に行っていくことが必要であり、  
みどりの立地・構成・樹種を踏まえた目指すべき姿を定め、その  
目標に向けた管理を行うための方針として、「植生管理のガイドライン」  
を定めてまいりたいと考えております。

なお、こうした緑に対する取り組みに伴い、すでにご案内の  
とおり、来たる 2 月 28 日、マルチメディアホールにおいて、  
市制施行 50 周年記念事業の市民講座として「緑のシンポジウム」を  
開催いたします。当日は、当市緑化審議会の会長をお努めいただい  
ている、東京農工大学名誉教授 <sup>ふくしま</sup> <sup>つかさ</sup> 福嶋 司氏を講師にお迎えし、東村山の  
「緑」についてご講演いただくとともに、みどりの保全やフィールド  
活動されている方々とのパネルディスカッションを行う予定  
でございます。

このシンポジウムを通じて「これまで」と「これから」の緑について、市民の皆さまと共に考え、より良い緑を残していくための新たな一歩を踏み出す機会となることを願うところであります。

- 次に、集団資源回収補助金単価の見直しについて申し上げます。

集団資源回収事業につきましては、ごみの減量及び再資源化の促進と地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、一般廃棄物処理基本計画に位置付け、実施しているところであります。

参加団体も年々増え、今年度は139団体にご参加いただいているところでありますが、参加団体の方々からは補助金を有効に活用されているお話しとともに、単価の引き上げについてもかねてからご要望をいただいております。

市としましては、この活動の重要性を鑑み、平成27年度より補助金単価4円を5円に見直し、市民の皆さまとともにさらなるごみの減量化・資源化の推進と地域における活発な活動を促してまいりたいと考えているところでございます。

- 次に、秋水園の整備状況について申し上げます。

秋水園リサイクルセンター管理棟建設工事につきましては、現在、基礎コンクリート打設、埋め戻しなどが終了したところであり、今年の7月末には竣工し、竣工後は、旧管理棟を解体撤去していく予定でございます。

次に、秋水園内既存施設解体撤去工事でございますが、現在、ペットボトル減容化施設ならびに粗大ごみ処理施設の建屋部分の解体撤去が終了し、今後、汚染土壌の除却と外構工事を行い、



3月末には園の西側部分は、一定の整備がなされる予定であります。

次に、秋水園プール改修工事の関係でございますが、現在、漏水個所の補修やプールサイドの床面改修などを行い、平成27年度のプール開放に備えているところであり、終了後にはプール管理棟の建て替えも予定しております。平成28年度の夏には、秋水園周辺の子どもたちにリニューアルしたプールを楽しんでいただけるものと期待しております。

おかげさまをもちまして、平成27年度にはリサイクルセンターをはじめ、秋水園全体の施設について、一定の整備が終わり、安全性や利便性の向上に加え、より周辺に対する環境への配慮が図られた廃棄物処理施設となるものと考えております。

- 続きまして、一般廃棄物処理基本計画の見直しについて申し上げます。

平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする本計画では「低炭素や効率性に配慮した循環型社会の実現」を基本理念として、各種の取り組みを進めてまいりました。計画策定から5年目を迎える平成27年度においては、これまでの成果の総括と社会状況の変化に応じた中間見直しを行い、取り組みの見直しや改善を図ってまいりたいと考えております。

見直しにあたっては、市民の皆さんのご意見を十分に取り入れる機会を設けるとともに、廃棄物減量等推進審議会からの答申をいただきながら丁寧に進め、計画の基本理念の実現に向けて、さらに一歩進んだ施策展開が出来るよう検討を進めてまいりたいと考えております。

- 次に、公共施設再生計画基本計画の策定に向けた取り組みについて申し上げます。

本年度は、昨年度策定いたしました「公共施設再生計画基本方針」に基づく取り組みを着実に推進するため、公共施設の再生の方向性やロードマップ等を示す「公共施設再生計画基本計画」の策定に取り組んでまいりました。

この間、昨年12月に開催いたしました市民ワークショップのご意見や公募市民や学識経験者による「公共施設再生計画基本計画検討協議会」からご意見をいただきながら検討を重ね、このたび「公共施設再生計画基本計画（案）」をとりまとめたところでございます。

今後の予定といたしましては、明日2月27日より、この案についてのパブリックコメントを実施するとともに、3月上旬より5回の市民説明会を開催する予定でございます。

その後、パブリックコメント及び市民説明会でいただきましたご意見を反映し、来年度の早い時期に公表してまいりたいと考えております。

- 次に、防犯カメラの設置に向けた取り組みについて申し上げます。

近年、多摩地域でも、子どもや女性が被害者となる痛ましい犯罪が発生し、多くの方々が心を痛める状況となっております。

テレビ・新聞等の報道では、防犯カメラの映像が事件解決の決め手となっていることから、防犯カメラによる犯罪抑止の効果に対する期待が大きくなっております。

その一方で、肖像権の保護やプライバシー保護の問題など、不特定多数の方が撮影されるということについて、市民の皆さまの不安を払拭した形で進める必要があり、犯罪の抑止を図り、安全・

安心なまちづくりのために、市内に設置する防犯カメラの運用に関しての条例、補助金に関する規則の整備を進めてまいりたいと考えております。

- 次に、災害対策の取り組みとして平成25年度にモデル校3校からスタートした「避難所運営連絡会」について申し上げます。

平成26年度には新たに小学校6校で連絡会を立ち上げ、各地域において避難所運営の取り組みがはじまりました。平成27年度におきましては、さらに6校の小学校で「避難所運営連絡会」を立ち上げる予定としており、これにより市内小学校全15校において連絡会が設置されることとなり、より多くの市民の皆さまのお力をお借りして、自助・共助の実現に向けた取り組みを推進して参ります。

また、平成27年度からはデジタル化改修工事が完了した防災行政無線のメール配信・電話応答システムの運用開始、防災マップの更新など、災害に強いまちづくりを目指した情報発信の整備を行うことで、より一層精力的に取り組んでまいり所存であります。

- 次に、基本目標4「みんなが快適に暮らせる、活力と魅力にあふれたまち」の実現に向けた施策であります。

- はじめに、空き家対策について申し上げます。

平成25年度に行いました当市の空き家等実態調査におきまして600棟の空き家があることをご報告させていただきましたが、この中で、管理が不適正と思われる戸建て住宅91棟について

本年度に所有者、管理状況等の追跡調査を実施した結果、庭木の繁茂が原因での不適正管理が半数でありました。

また、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、国及び自治体が行き組む空き家対策への方向性が示されたことを受け、本市といたしましても、地域にある空き家を単なる近隣トラブルのもとと捉えるだけでなく、地域が主体となる仕組みづくりや子育て世代の誘導策、支援策を進める必要があると考えており、平成27年度においては、対策の方向性や検討のための基礎情報の整理を視野に、これまで行った調査をもとに、所有者へのアンケート調査や地域の実態把握、また、市内検討会や先進市への視察など、研究・検討を進めてまいります。

○ 次に、久米川駅北口整備事業について申し上げます。

先の12月定例会にて、「公益財団法人 東京都道路整備保全公社」が工事発注したところ、不調となったことを申し上げましたが、その後、工事内容を含め、積算方法の精査、全体の工事費や工期などを再検討した結果、事業を1年延伸させていただき、あらためて平成27年度に工事の発注を行わせていただきたいと考えております。

現在、委託先である東京都道路整備保全公社において、最終的な準備作業を進めており、あわせて市といたしましても、事業認可期間を平成28年度末まで延伸する手続きを進めている状況でございます。

議員各位ならびに早期完成を期待される市民の皆さまには大変申し訳ありませんが、今後も出来る限り早期の完成を目指し事業を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 続きまして、東京における都市計画道路の整備方針について申し上げます。

これまでも、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都・特別区・26市2町は共に連携しながら、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業推進に努めてまいりました。

現行の「多摩地域における都市計画道路の整備方針」の目標年次を平成27年度末としていることから、区部と多摩地域の事業化計画を統合し、東京全体の事業化計画として策定することとして、現在、「次期事業化計画」策定に向けた調査検討を進めているところであります。

今後、東京都と区市町、有識者会議などにおいて、さらに詳細な検討を進め、平成27年度末までに平成28年度からの概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定める「東京における都市計画道路の整備方針」を策定していく予定となっております。

また、一昨日2月24日に東京都より、都内の都市計画道路が果たす役割や整備の基本的な方針・考え方を示した「次期整備方針の中間まとめ」を策定する旨、これについて平成27年度の早期に公表する旨の情報提供を受けたところでございます。

いずれにいたしましても、本格的に事業実施がはじまった東村山駅周辺の鉄道連続立体交差事業とともに、都市計画道路の整備により、渋滞の少ない円滑な交通ネットワークの形成を図り、活力と魅力あふれ、安全・安心なまちづくりを着実に進めていく所存であります。

- 続きまして、都市計画道路 3・4・27 号線整備事業及び沿道の土地利用について申し上げます。

都市計画道路 3・4・27 号線「さくら通り」の整備につきましては、これまで多くの地権者のご協力をいただき、現在、約 95% となっております用地取得率の 100% 達成を目指し用地交渉を進めるとともに、早期の供用開始を目指して精力的に道路築造工事等を進めている状況であります。

また、この「さくら通り」の沿道の土地利用につきましては、これまで沿道の土地所有者を対象に、まちづくりのアンケート調査の実施や「まちづくりニュース」の配付、さらには懇談会を開催して、沿道の賑わいを創出するための土地利用のあり方とともに、良好な住環境が守られる地区のルールについて、地域の皆さまと一緒に検討してまいりました。

これらを踏まえ、このたび、地区計画や用途地域変更等の都市計画の原案が固まりましたので、3月上旬を目途に地域の皆さまへ「まちづくりニュース」を配付した後、説明会を開催し、平成 27 年度末までに都市計画決定してまいりたいと考えております。

さらに、「さくら通り」のほか、現在事業を進めている都市計画道路 3・4・5 号線及び 3・4・11 号線の沿道におきましても、「まちづくりニュース」を配付し、沿道の用途や地区計画について、沿道のあるべき姿について、地域の皆さまと一緒に検討してまいりたいと考えております。

- 続きまして、東村山駅付近の連続立体交差事業等について申し上げます。

連続立体交差事業につきましては、いよいよ工事着手となり、去る1月27日、西武鉄道株式会社の主催により、これまでご協力いただいた地域の皆さまを来賓としてお迎えし、着工感謝式が開催されました。当日は、連続立体交差事業の土木工事を受注した施工者から力強い安全宣言が行われたところでございます。今後、工事が具体的に動き出す中では、沿線住民の皆さまや鉄道利用者の皆さまに、ご不便ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、是非とも、ご理解とご協力を賜りたいと考えております。

また、東村山駅周辺まちづくり基本計画の取り組みとして、鉄道を横断する「新たな東西動線」や「広域幹線道路の整備推進」、「沿線の土地利用と調和した高架下の活用」など、多くの項目が掲げられております。これらの実現には、様々な課題がありますが、これまで市民の皆さまの熱心なご議論から生まれてきた「思い」や「願い」でありますので、そのことをしっかりと受け止めて、着実に検討を進めてまいりたいと考えております。

- 次に、総合評価による入札の試行実施について申し上げます。

総合評価方式については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、価格以外の要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた公共工事の確保を図るため、その実施については、第4次行財政改革大綱第2次実行プログラムにおいて位置づけているところでございます。

また、近年では、建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しているところですが、技術者、技能

労働者等の安定的な確保に関する課題も生じているところです。

このような背景を踏まえ、当市では、価格以外の要素として、「企業・技術者の能力」に関する項目のほか、市と防災協定を締結している等「地域精通度・地域貢献度」に関する項目や中長期的な課題として、建設業界における担い手の確保に関し意欲的に取り組む体制がある等、「社会貢献度」に関する項目を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた公共工事を実現するため、平成27年4月から総合評価方式による入札を試行してまいりたいと考えております。

- 次に、地域サービス窓口の昼休み時間の窓口対応について申し上げます。

地域サービス窓口につきましては、これまで市民の皆さまから、「お昼休みにも手続きができるようにしてほしい」との要望が寄せられておりました。そこで、市民サービスの向上を図るべく、平成27年4月より、水曜日に開設されている「ふるさと歴史館」、金曜日に開設されている「多摩湖ふれあいセンター」及び火曜日から金曜日まで開設されている「秋津・萩山・富士見・廻田の各文化センター」について、昼休み時間も窓口業務を行うことといたしました。

これにより、開設日において1日を通して地域サービス窓口での手続きが行えることで、利用しやすい窓口へ改善できたものと考えております。

- 以上、平成27年度の市政運営の方針と当面する諸課題、また、



平成27年度予算の概要について申し上げてまいりましたが、おわりに、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、先に申し上げました各会計の新年度予算をはじめ、特別会計の平成26年度補正予算のほか、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例など、議案27件をご送付申し上げます。

いずれの議案につきましても、提案の際にご説明申し上げますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- さて、今年度は「東村山」が誕生して125周年、市制施行50周年の大きな節目を迎え、1年を通じ様々な記念事業を展開してまいりました。あらためて、今日の東村山を築いてこられた歴代の村長・町長・市長をはじめ、諸先輩の皆さまに対し、そのご尽力とご労苦に心より敬意と感謝を申し上げます。

市制施行50周年記念事業につきましては、この間「人と緑と笑顔とともに ～これまでもこれからも東村山～」というテーマを掲げ、この佳節を皆さんとともに祝い、新しい東村山の第一歩を踏み出すべく、事業を計画してまいりました。新規事業、既存事業のレベルアップ、市民による公募事業を中心に「市制施行50周年記念」に取り組んでいただいた幼稚園・保育園・小学校・中学校、さらには市民団体・自治会等のイベントが市内各所で数多く開催され、また、市民公募事業の1つとして「まちジャム」のような新たな音楽イベントも立ち上がり、節目の年に相応しい活気のある1年でありました。

特に、大きな盛り上がりを見せた10月26日の市制施行50

周年記念式典並びに記念事業につきましては、好天にも恵まれ、延べ3万6千人もの市民が集い、市制始まって以来のイベントが無事に挙行されました。そのほか、今年度の市主催イベントの参加者をあわせると、38事業に延べ約30万人の方々会場に足を運ばれております。東村山市民の底力をあらためて体感でき、また、私自身も新たな東村山の歴史を刻んだ一員となれたこと、盛大かつ晴れやかに開催できたことは感無量であります。

残る市制施行50周年記念事業としましては、昨日からは、中央公民館にて「東村山市特別支援学級の小・中合同作品展」が開催されております。また、今月28日には50周年記念事業市民講座といたしまして、マルチメディアホールにて「緑のシンポジウム」が開催され、3月8日（日）には市民センター駐車場でご当地グルメイベント「さと八だヨ！ 全員集合!!」が開催されます。引き続き、多くの皆さまにお越しいただきますようよろしくお願いいたします。

また、東村山駅東口にあります3本のケヤキでございますが、市報等でもご案内のとおり、今年度中に志村けんさんの直筆「志村けんの木」プレートを設置いたします。市の新たなスポットとして、親しんでいただければと考えております。

記念事業の実施に至るまでに、関係者一同が同じ方向を向き、知恵を出し合い、悩み、一致協力することによって得た経験は、その成果をみんなで分かち合うだけでなく、これからの東村山を担う若者世代の心にもしっかりと刻まれ、有形無形の財産として語り継がれることと思います。

この経験によって新たに生み出され、あるいは一層強固なものとなった絆を「これからも東村山」の活力の源として、ともに手を携え、

次の100周年に向けて育てていこうではありませんか。

最後になりましたが、本年の記念事業にご尽力、ご協力いただきましたすべての皆様に、心より厚く御礼を申し上げます。

- あらためまして、議員各位、ならびに、市民の皆さまの深いご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、また、提案いたします諸案件のご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます、私の発言を終わります。